

平成二十八年十二月二十日受領
答弁 第一二一三三号

内閣衆質一九二第二二三号

平成二十八年十二月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員本村賢太郎君提出受動喫煙防止対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員本村賢太郎君提出受動喫煙防止対策に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、「二〇二〇年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」（平成二十七年十一月二十七日閣議決定）において「受動喫煙防止については、健康増進の観点に加え、近年のオリンピック・パラリンピック競技大会開催地における受動喫煙法規制の整備状況を踏まえつつ、競技会場及び公共の場における受動喫煙防止対策を強化する」としており、幅広い公共の場等における受動喫煙防止対策の推進が必要であると考えている。

二及び三について

政府としては、現在、内閣官房副長官（事務）を座長とする「受動喫煙防止対策強化検討チーム」において、幅広い公共の場等における受動喫煙防止対策の強化策について、具体的な検討を進めているところであり、お尋ねの「店頭表示の推進」の意味するところが必ずしも明らかではないが、施設の管理者に喫煙禁止場所の範囲等を掲示する義務を課すことについても検討を進めているところである。また、受動喫煙防止対策に取り組む施設の管理者への支援については、必要に応じて検討してまいりたい。